

## 関係業者の皆様へ

かねてより本学契約等関係業務につきまして、ご理解ご協力いただきありがとうございます。

物品購入等契約に係る支払期日については、一月の取引分（当月納品等給付完了分）について適法な請求書を指定日までに受理した場合、翌月25日までに支払うこととしております。

支払日は下記のとおりです。

つきましては、前月末までのお取引分（納品等の給付の完了済分）について当月払いをご希望の業者様におかれましては、代金の請求に必要な関係書類等を下記「契約係提出期限」までに、契約係までご提出くださいますようお願いいたします。

### 記

| 年月       | 支払日         | 契約係提出期限     |
|----------|-------------|-------------|
| 2019年4月  | 2019年4月25日  | 2019年4月16日  |
| 2019年5月  | 2019年5月24日  | 2019年5月15日  |
| 2019年6月  | 2019年6月25日  | 2019年6月14日  |
| 2019年7月  | 2019年7月25日  | 2019年7月16日  |
| 2019年8月  | 2019年8月23日  | 2019年8月16日  |
| 2019年9月  | 2019年9月25日  | 2019年9月13日  |
| 2019年10月 | 2019年10月25日 | 2019年10月16日 |
| 2019年11月 | 2019年11月25日 | 2019年11月15日 |
| 2019年12月 | 2019年12月25日 | 2019年12月16日 |
| 2020年1月  | 2020年1月24日  | 2020年1月15日  |
| 2020年2月  | 2020年2月25日  | 2020年2月14日  |
| 2020年3月  | 2020年3月25日  | 2020年3月16日  |

平成31年2月6日

国立大学法人鹿屋体育大学  
財務課契約係長 吉迫勇次